

地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議

我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできており、また、近年ではそれぞれの地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策に鋭意取り組んでいるところである。

政府は、地方創生の本格展開を図ることとし、地域再生法の改正により、地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税等を創設するとともに、ソフト・ハード両面からの基盤づくりにより地方創生の更なる加速化を図るため、平成 28 年度第 2 次補正予算において、地方創生拠点整備交付金を設けるなど、まち・ひと・しごと創生関連事業に 2,645 億円計上している。

しかしながら、地方創生への対応は、個々の自治体や一地方だけでは限界があり、徒に地域間の競争を招かないよう公平な条件を整えたうえで、国・都道府県・市町村等がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

このような観点から、国は、医療・教育に係る少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通網、交通基盤、情報通信基盤等の社会基盤整備の推進による地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策について、その果たすべき責務を法令等で明確にしたうえで、実効性のある取組を早急を実施すべきである。あわせて、国と地方の協議の場の実効性の確保、地方の提案に基づく権限移譲等の推進、義務付け・枠付けの見直し、役割分担に見合った税財源配分の実現など、地方分権改革についても、より一層推進すべきである。

また、平成 27 年における合計特殊出生率（概数）は 1.46 と前年より微増したものの、その水準は依然として低く、平成 27 年国勢調査による我が国の人口は、初めて減少に転じた一方、住民基本台帳人口移動報告による首都圏への転入超過は約 12 万人（対前年比 1 万 3 千人増）と、依然拡大が進んでいる。政府は、働き方改革を推進するなど、子育てのしやすい環境を積極的に整備し、国全体での自然増の底上げを主導的に進めるとともに、地方の人口流出に歯止めをかけるため、危機感を持って地方

回帰・定着を促進するための抜本的な対策を講じるべきである。

特に、首都圏への転出者に占める若者の割合が高いことをかんがみ、地方大学等が地方に若者を留める受け皿となっていることから、卒業後の地方における就職・定住につなげるため、地方大学等の運営基盤の充実を図るとともに、地元企業に対するインターンシップの充実や地元回帰等に係る奨学金返還免除制度の拡充など、首都圏の若者に対する地方への就職支援策の一層の拡充が求められる。

また、地方の国立大学等においては、自治体や地元企業等と包括連携協定などを結び、地方創生のために大きな働きをしているにもかかわらず、運営経費に対する国の支出は、国立大学法人化以降 11 年間減少の一途をたどっている。地方の国立大学等の行う地方創生に資する取組が弱まることはあってはならない。

よって、国は、地方創生の取組が国民運動的に展開されるよう、国民の関心を高める広報・啓発活動をより一層充実し、分権型社会の実現に向けた積極的な取組を行うとともに、地方が創意工夫により、多様な主体と連携を図りながら、地方への移住定住政策をはじめとする地方創生に資する取組を安定的に実施できるよう、地方財政計画のまち・ひと・しごと創生事業費の拡充・継続、地方創生推進交付金等の拡充及び弾力的な運用など必要な措置を積極的に講じられたい。

以上決議する。

平成 28 年 11 月 17 日

全 国 市 長 会